

# 妊婦さんが使える社会資源



妊娠がわかったら

## ● 妊娠の届出

窓口) 各自治体の担当窓口 (区市町村役場や管轄の保健所等)

母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、その他情報提供などを受けることができます。

## ● 妊産婦健診

医療機関等で健康診断を受けてください。

## ● 高額療養費・限度額適用認定証

切迫早産、帝王切開などで入院された際の医療費(保険診療分)が対象になる場合があります。

\*手続きについては、加入されている健康保険窓口にご確認ください。

## ● 出産育児一時金・家族出産育児一時金(健康保険・国民健康保険) / 出産費(共済組合)

被保険者及びその被扶養者が出産された時に支給されます。

- 支給額: 1児につき42万円(多胎出産の場合は、出産された胎児数分)

\*手続きについては、加入している健康保険(もしくはお勤め先)にご確認ください。

\*「出産育児一時金の医療機関直接支払制度」をご利用いただけます。

- ・ 妊婦の方が加入されている健康保険者に、当センターが直接出産育児一時金を請求します。
- ・ 出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を退院時にお支払いいただきます。
- ・ ご希望の方は、当センター1階受付でお手続きください。

## ● 新生児のお手続き

- 出生の届出(生まれた日を含む14日以内に)
- 健康保険の加入
- 乳幼児・子ども医療費助成制度の申請
- 児童手当の申請

妊娠・出産に伴い生じるご不安、  
入院生活や退院後の生活に関するご心配、  
経済的なこと、育児に関することなど、  
お気軽にご相談ください。

出産をしたら

1ヶ月退院

※働いている妊婦さんは裏面もご参照ください。

国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター  
ソーシャルワーカー TEL03-3416-0181 (代表)

(2017.1改)

## 休暇に関すること

- ✿ **妊産婦健診のための時間の確保**（男女雇用機会均等法）  
会社に申し出れば勤務時間内に妊婦健診を受診するための時間をとることができます。
- ✿ **産前産後休暇**（労働基準法）
  - 産前休暇：出産予定日から計算して6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産日までの期間
  - 産後休暇：出産の翌日から計算して、8週間の期間
    - \*産前休暇は、ご本人からの休暇申請が必要です。
    - \*産前産後休暇中の賃金については、お勤め先にご相談ください。
- ✿ **育児休業**（育児・介護休業法）
  - 育児休業：お子さんが1歳に達するまでの期間
    - \*育児休業は、ご本人からの休業申請が必要です。

## お金に関すること

- ✿ **傷病手当金**（健康保険・共済組合）  
妊娠悪阻や切迫流産などで3日以上休み仕事に就くことができず、医師の診断書が出た場合、その間給料などをもらえない時に、4日目以降加入している健康保険から支給されます。
  - 支給額：標準報酬日額の6割相当額を日数分
    - \*手続きについては、社会保険事務所又はお勤め先にご確認ください。
- ✿ **出産手当金**（健康保険・共済組合加入者のみ）  
被保険者が出産のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない時に支給されます。
  - 期 間：出産日以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から出産日の翌日以後56日目までの範囲で会社を休んだ期間
  - 支給額：1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額
    - \*手続きについては、加入している健康保険もしくはお勤め先にご確認ください。
- ✿ **育児休業基本給付金**（雇用保険）  
被保険者が育児休業を取得し所定の受給資格を満たした場合、育児休業期間中の各支給単位期間について支給されます。
  - 所定の受給資格の要件を満たすことが必要です。
    - \*手続きについては、お勤め先にご確認ください。
- ✿ **育児休業手当金**（共済組合短期給付）  
公務員などの組合員の方が、お子さんが1歳に達するまでの育児休業期間中の所得を保障するための給付です。 \*手続きについては、お勤め先にご確認ください。